



ひとり親家庭等の入学祝金について

美波町では、ひとり親家庭等の児童及び遺児が小学校及び中学校に入学したときにおいて、入学を祝福すると共に、福祉増進を図ることを目的とし、入学祝金を贈与しております。

該当世帯で祝金の受け取りを希望される方は、申請が必要です。

●申請受付期間

令和6年4月9日（火）～令和6年5月31日（金）

●祝金額

児童1人につき1万円

●申請方法

申請書類等を美波町役場福祉課又は由岐支所にご提出ください。

郵送の場合は美波町役場福祉課宛てにご送付ください。

【手続きに必要な物】

- 1) ひとり親家庭等入学祝金交付申請書
- 2) ひとり親家庭等であることが確認できる書類（児童扶養手当証書、戸籍謄本など）
- 3) 口座振込依頼書（口座振込を希望する場合）

必要書類は
こちらから↓



【お問い合わせ】 役場福祉課 ☎ 0884-77-3614



子どもはぐくみ医療費助成事業について

0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さまの入院・通院の保険診療にかかる費用を町が負担します。

【令和6年4月から受給者証が変わります】

受給者証については、年齢区分ごとに色分けしておりましたが、徳島県の制度改正に合わせ、もえぎ色に統一します。3月中旬に新しい受給者証をお送りしています。現在お持ちの受給者証は期限内であっても4月1日以降はご使用できませんので、医療機関では今回お送りした新しい受給者証をご提示いただけますようお願いいたします。

●対象となる方

美波町に住居登録し健康保険に加入している、0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるお子さま（婚姻している方、婚姻と同様の事情にある方を除く）の保護者が助成の対象となります。入院・通院とも一部負担金は無料です。

※令和3年1月診療分から所得制限を撤廃しています。

※3歳の区分変更時には、新しい受給者証をお送りします。

※令和4年度より更新申請が不要になりました。

ただし、美波町にて所得の確認等ができない場合は必要書類のご提出をお願いすることがあります。

●受給者証が利用できない場合（償還払い手続き）

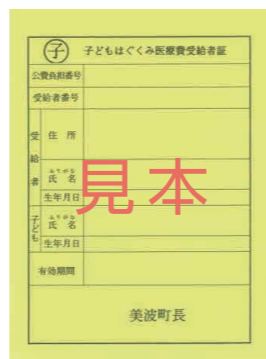
つぎのような場合、医療機関の窓口で支払った医療保険の自己負担分は、後日償還払いの手続きが必要となります。

Case 1) 県外の医療機関やこの制度の委託を受けていない医療機関で受診した場合

Case 2) 受給資格があって受給者証がお手元に届く前に、受診した場合

Case 3) 健康保険の給付対象となる補装具を医療機関の診断により装着した場合

※健康保険組合へ先に申請し、健康保険組合から助成を受けた金額のわかる支給決定通知の写しおよび、医師の証明書の写しが必要となります。



【償還払い手続きに必要な物】

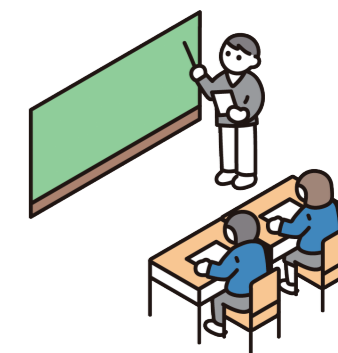
- 1) 子どもはぐくみ医療費受給者証
- 2) 保険診療分の領収書（原本）
- 3) 金融機関の口座（扶養者名義のもの）
- 4) 高額療養費に該当する場合は健康保険組合からの「支給決定通知書」
- 5) 他の公費負担医療費制度が適用された後の自己負担分については、対象となる公費医療の認定を受けていることがわかるもの

助成対象者で受給者証をお持ちでない方や、住所・氏名・加入している健康保険等に変更があった場合は、美波町役場福祉課または由岐支所で手続きをしてください。

【お問い合わせ】 役場福祉課 ☎ 0884-77-3614

令和6年度美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。



●資格要件

- 1) 町内に住所を有する者の子弟で、大学（短大・高専・各種専門学校を含む）、高校に在学中、または入学が決定しており、学業及び人物が優秀な方
 - 2) 学資の支弁が困難と認められる方
- ※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

●奨学金貸与額

大学等：月額5万円以内 / 高校：月額2万円以内

●利子

無利子

●返還期間

卒業1年後から10年以内。
ただし、年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることとはできません。

●貸与者の決定

審査委員会を開催して貸与者を選考します。

●申請方法

申請書に必要事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。
申請書類は美波町教育委員会および由岐公民館に置いています。

●申請期限

令和6年5月7日（火）午後5時

【お問い合わせ】 美波町教育委員会 ☎ 0884-77-3620